

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（1号機原子炉建屋大型カバー付帯設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和3年12月17日（水）15時00分～15時50分
3. 場所：原子力規制庁18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
新井安全審査官、久川係員
検査グループ 専門検査部門
川下企画調査官
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当4名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（1号機原子炉建屋大型カバー付帯設備の設置）について、資料に基づき以下の説明があった。
 - 措置を講ずべき事項への適合性（④火災に対する設計上の考慮）
 - 大型カバー換気設備に係る確認事項
 - 換気設備の機能喪失時における敷地境界に与える線量影響
 - ◇ 換気設備が機能喪失（2台停止）した場合、大型カバーの隙間から放射性ダストの漏えいが生じる可能性がある。
 - ◇ 大型カバーによる放出抑制効果を考慮しない保守的な条件の下で、1号機原子炉建屋上部から放出される放射性ダストによる敷地境界に与える線量影響を評価したところ、約 $1.1\mu\text{Sv}/\text{年}$ となった。
 - ◇ そのため、「令和3年2月13日の福島県沖の地震を踏まえた東京電力福島第一原子力発電所の耐震設計における地震動とその適用の考え方」を適用した場合、換気設備の耐震クラス分類は耐震Cクラスになると考えている。
 - 換気設備運転時における大型カバー隙間からの放射性物質の漏えい評価及び敷地境界に与える線量影響
 - ◇ 換気設備の運転時においても、外部風向風速条件によっては、大型カバーの隙間から放射性ダストの微小な漏えいが生じる可能性がある。
 - ◇ 大型カバー隙間から漏えいする放射性ダストによる敷地境界への線量影響を評価したところ、約 $7.6\times 10^{-4}\text{mSv}/\text{年}$ となり、「Ⅲ.3.2 放射性廃棄物等の管理に関する補足説明」での評価（約 $0.03\text{mSv}/\text{年}$ ）と比べても十分低い結果となった。
 - 大型カバー付帯設備の設置に伴う被ばく線量の想定
 - 1号機オペレーティングフロアにおけるダスト粒径分布について
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、
 - 火災に対する設計上の考慮について
 - ◇ 火災発生防止、火災検知及び消火並びに火災の影響の軽減の3方策ごとに、本申請における火災対策（不燃材の使用、火災を感知する方法、消火器の使用等）を説明すること。

- 大型カバー隙間からの放射性物質の漏えい評価及び敷地境界に与える線量評価について
 - ◇ 大型カバー及び換気設備設置後の大型カバー隙間からの漏えい評価に用いた評価条件等の詳細について示すこと。
 - ◇ 本申請における換気構成で行う作業のうち最も放射性ダストの飛散が予測されるガレキ撤去作業において、換気設備の運転時及び機能喪失時における大型カバー隙間等からの放射性物質の漏えい評価及び敷地境界に与える線量影響を示すこと。
- 等を求めた。

6. その他

資料：1号機大型カバー換気設備他の設置について